

論文表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人伏見記念財団（以下「本財団」とする。）の論文表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(応募条件)

第2条 本財団の表彰の対象となる論文は、本財団の指定する期間において博士号を授与された当該論文とする。

(賞金の額)

第3条 賞金の額は、1件あたり100万円とする。

(応募方法)

第4条 応募者は、次の各号に掲げる書類を、本財団が指定する方法により提出するものとする。

- (1) エントリーシート
- (2) 応募論文及び審査時の「講評」を添付
- (3) その他本財団が指定する書類

(決定)

第5条 受賞者は、選考委員会の選考を経て、理事会が決定する。

(決定通知)

第6条 前条の規定により受賞者が決定したときは、速やかに通知する。

(賞金の交付)

第7条 賞金の交付は、応募者が本財団に届け出た本人名義の預金口座に振り込む方法により行う。なお、振込手数料は、本財団の負担とする。

(受賞者の公表)

第8条 本財団は、受賞者の決定を公表するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附則

本規程は、令和6年12月25日から施行する。